



Nippon Cargo Airlines

NCA Line Maintenance Hangar,
Narita International Airport, Narita-shi,
Chiba 282-0011, Japan
Tel: 0476-30-3001 Fax: 0476-30-3844

2024 年 12 月 19 日

お客様各位

日本貨物航空株式会社

IATA 決議 600b 号の改正に伴う責任限度額の変更予定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

題件、「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約(モントリオール条約)」に定められた責任限度額が変更されることに伴い、IATA 決議 600b 号が下記の通り改正となりますことを、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 発効予定日

2024 年 12 月 28 日 (同日発行の航空運送状より適用。)

2. 改正が予定される IATA 決議

600b 号: Conditions of Carriage (国際運送約款)
Conditions of Carriage by Charter Flight (国際貸切運送約款)

3. 主な変更点

全ての路線における運送人(航空会社)の運送責任限度額

現行: 1 キログラム当たり 22 SDR

変更後: 1 キログラム当たり 26 SDR

4. 航空運送状(Air Waybill)のお取り扱いについて

現在配券されている、裏面に責任限度額が 22SDR と記載されている航空運送状も、これまで通りご利用いただけます。

特に有効期限はございません。

2024 年 12 月 28 日以降に発券された航空運送状については、自動的に 22SDR を 26SDR と読み替えます。

5. その他

ご不明な点等ございましたら、最寄りの営業窓口までお問合せください。

以 上